

注意!!

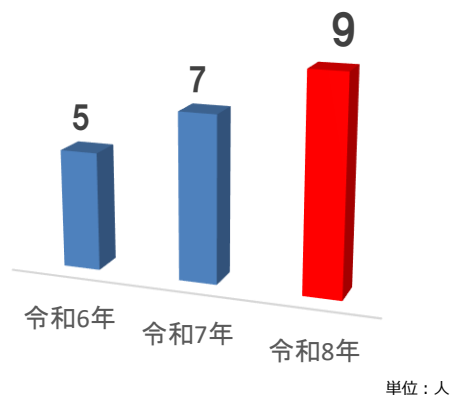
死亡災害が連続発生!

～ 類似災害防止の徹底を ～

長野県内における労働災害による死亡者数は、昨年1年間で11人であったところ、本年は6月末時点で既に9人に上っています。特に5月下旬からの1か月間においては、法人役員を含め4人もの尊い生命が失われるという非常事態となっています。

本年6月に発生した、業種を問わず起こり得る次の死亡災害について、類似災害を防止するため、改めて、作業方法等を総点検し、必要な労働災害防止対策を講じてください。

死亡災害の発生状況
(各年6月末日現在)



【事例1】 6月・車両の逸走

(災害の概要)

緩やかな坂道に停車した高所作業車から下車したところ、高所作業車が動きだし(逸走した)、高所作業車とともに側溝へ転落し、車体との間に頭部をはさまれた。

- ⑨ 県内においては、令和5年及び6年に連続して車両の逸走による死亡災害が発生しています。



※イラストはイメージ図

(再発防止対策 ※)

◎トラック等車両から降車する際は、以下の逸走防止措置を実施すること。

- (1) エンジンを停止して、パーキングブレーキを確実に引くこと。
- (2) 輪止めをすること。

◎万一停車させた車両が逸走した場合は、無理に止めようとせず、周囲にいる人へ危険を知らせること。



【死亡災害等速報・長野労働局】

(再発防止対策※)

いずれの死亡災害も発生状況、発生原因等を調査中であり、再発防止対策については、同種災害防止のため、一般的な災害防止対策等を示したものです。

【事例2】6月・脚立からの墜落

(災害の概要)

大型トラックの後方で、頭部を負傷し脚立と一緒に倒れている被災者が発見された。現場の状況から、約1.8mの脚立を用いて大型トラック荷台の扉上部に取り付けられたバックカメラの調整作業中に、脚立と一緒に倒れたものと推定される。(保護帽未着用)

(再発防止対策 ※)

右のイラストのとおり。



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

脚立の安全使用のポイント

天板上に乗る・座る・またがる行為はNG!

- ・天板を含めて上から2段目以下の踏さんに乗り、天板に身体を当てて、安定を保つ。
- ・脚立にまたがった作業は、一旦バランスが崩れたら身体を戻すことが非常に難しく、危険回避ができない。
- ・作業をする面に対して踏さんを平行に設置する

開き止め金具は確実にロックする

安定した地面・床に設置する
滑りやすい場所・傾斜している場所・段差がある場所はNG!

必ず保護帽(墜落防止用)を着用する



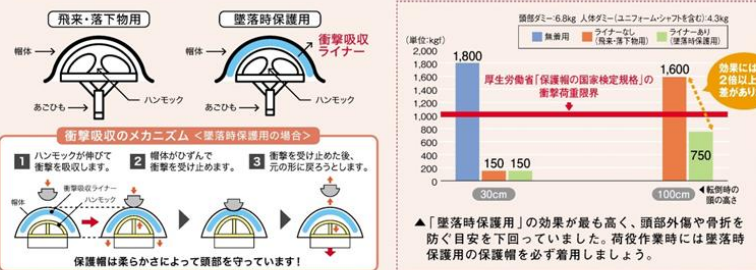
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください!

保護帽(ヘルメット)とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用!



(着用時 5つのポイント)

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に1と3を忘れずに!
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

1 **要チェック!**
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています!

3 **参考**
あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります!

引用：厚生労働省作成パンフレット「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」